

奈良県告示第四百四十七号

次に掲げる出納員の印は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

一 昭和五十三年十二月奈良県告示第五百十九号で告示した奈良公園管理事務所に勤務する出納員の印

二 平成十八年三月奈良県告示第六百九十二号で告示した農業総合センターに勤務する出納員の印

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾